

排水設備接続特例の許可に関する事務取扱要領

制 定 平成 28 年 3 月 2 日 環創管保第 2009 号（局長決裁）

最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 環創総 第 990 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、横浜市下水道条例（昭和 48 年 6 月条例第 37 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項第 2 号ただし書に規定する許可事務の取扱いに当たって必要な事項を定めるものとする。

（許可の対象）

第 2 条 横浜市下水道条例施行規則（昭和 48 年 6 月横浜市規則第 103 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項で定める汚水とは、次に定めるものとする。ただし、し尿及び水洗便所から排除される汚水並びに水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 9 項に規定する生活排水を除く。

(1) 冷却水（間接冷却水に限る）

(2) プールからの排水

(3) 水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設を設置している工場又は事業場からの処理水

(4) 条例第 6 条に規定する除害施設を設置している工場又は事業場からの処理水

(5) トンネル又は工事等で発生する湧水のうち、放流先である水質汚濁防止法第 2 条第 1 項に規定する公共用水域の管理者等から環境に資する用水として特に活用要請がある下水

2 前項の規定に関わらず、市長が特別な事由があると認める下水は許可をすることができる。

（許可の要件）

第 3 条 規則第 5 条第 1 項における、汚水の排水設備を雨水管渠の取付管その他の排水施設（以下「雨水管等」という。）に接続させても支障がないと市長が認めたときとは、次の要件をすべて満たすときとする。

(1) 規則第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当し、前条で定める許可対象下水が、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 6 条に規定する項目のうち、この要領に定める水質基準一覧表に該当する水質基準（以下「水質基準」という。）を超えないこと。

(2) 許可を受けようとする者の申請があること。

(3) 当該下水の水量が、接続しようとする雨水管等の雨水排除機能を妨げないものであること。

(4) 当該下水を排出する設備は、その他の排水設備と完全に分離した系統であり、かつ、当該下水を排出する排水系統が容易に確認し得る状態を保持していること。

(5) 特別の処理をしなくとも水質基準を満たし、また、その水質基準を恒久的・安定的に維持し得ること。ただし、特別の処理によって水質基準を満たす場合は、当該処理施設に 1 年間の良好な排水実績があること。

(6) 特別の処理によって水質基準を満たす場合は、終末処理場と同様に水質を測定し、記録できる体制を有すること。なおかつ、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）第 7 条第 1 項に規定する公害防止管理者の資格を有する者のうち、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 264 号）別表第 3 の 5 の項から 8 の項までに規定する公害防止管理者の資格を有する者又は条例第 9 条及び規則第 15 条に規定する除害施設等管理責任者の資格を有するものが当該下水を排出する工場又は事業場に勤務していること。

(7) 当該下水の水質等の異常時に直ちに対応できること。水質又は水量が要件を満たさないことを確認した時は、直ちに雨水管等への排水を停止できること。

(申請の方法)

第4条 排水設備接続特例の許可の申請を行おうとするときは、規則第5条第2項に基づく排水設備接続特例許可申請書に、同条3項に基づき、次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

(添付書類)

- (1) 付近の見取図
- (2) 配 置 図
- (3) 縦 断 面 図
- (4) 水 質 試 験 表

ただし、施設を新設する場合で、当該水質試験表を添付できないときは、予定水質表(別紙様式-1)の提出をもってこれに代えることができるものとする。

- (5) 類似施設の水質試験結果表

前号のただし書に該当する場合で、他の類似施設の水質試験結果表を提出することが可能なときは、当該水質試験結果表を参考資料として添付する。

- (6) その他、市長が特に必要とする資料。

(水質試験)

第5条 水質試験の実施要領は、次に定めるところによる。

- (1) 試料は、当該下水の排出口から採取したものであること。排出口が2箇所以上ある場合は、それぞれの排出口から採取したものであること。
- (2) 試料は、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取すること。
- (3) 水質の試験の方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定めるものとする。
- (4) 計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業所で、自己以外の事業所又は公的機関により採水及び分析が行われたものであること。

(排水設備接続特例許可書に付記する事項)

第6条 市長は、排水設備接続特例の許可を行うときは、規則第5条第2項に基づく排水設備接続特例許可書に次の条件を付記するものとする。

- (1) 良好な放流水質を担保するために、当該下水を排水する期間において1か月ごとに1回以上(特別の処理によって水質基準を満たさず場合においては、1か月ごとに2回以上)、第5条に準じた方法によりその水質の状態を試験し、6か月ごとに市長に計量証明書の原本及び採水時の写真を届け出ること。
- (2) 当該下水が水質基準を満たさないことを知ったときは、直ちに雨水管等への排水を停止するとともに、市長に報告しなければならないこと。
- (3) 許可の有効期間は、当該許可が決定した日から起算して3年の範囲内とすること。
- (4) 許可に関する事項を変更するときは、その旨をあらかじめ市長に報告し確認を受けること。
- (5) 第1号から第4号のほか、市長が付記することが必要と認める事項。

(排水設備の計画確認)

第7条 排水設備接続特例の許可を受けようとする場合で、当該下水を排出するための設備工事と同時に、排水設備を新設、増設又は改築しようとする者は、前記書類のほか、規則第8条第1項に基づく排水設備(水洗便所改造)計画確認申請書を提出する。

(監督処分)

第8条 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき、許可に係る条件を満たさないことが認められるときは、下水道法(昭和33年法律第79号)第38条の規定に基づき許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は必要な措置を命ずることができる。このとき、許可を取り消された下水について、再度許可申請を行う際は、許可が取り消された日から起算して1年以上が経過していなければならない。

(変更の届出)

第9条 当該下水について、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を届け出、市長の確認を受けなければならない。

- (1) 種類
- (2) 処理方法
- (3) 排除量
- (4) 排水の系統及び箇所
- (5) 排出先

2 当該下水について、次に掲げる事項を変更したときは、その旨を遅滞なく市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名(法人にあっては、所在地、名称又は代表者の氏名)
- (2) 工場又は事業場の名称
- (3) 公害防止管理者又は除害施設等管理責任者

(地位の承継)

第10条 許可を受けた者から当該許可に係る事業場、事業所等を譲り受け、引き続き使用する者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 許可を受けた者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前号の規定により許可を受けた者の地位を承継した者はその旨を遅滞なく市長に届け出なければならない。

(休止又は廃止の届出)

第11条 許可を受けた者は、許可の期間内に当該許可に係る事業場、事業所等の使用を休止、又は廃止したときは、その旨を遅滞なく市長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者が再び当該許可に係る事業場、事業所等を使用するときは、第4条の規定に基づく申請をする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、下水道河川局長が定める。また、許可に関する事務は、下水道河川局管路保全課において行い、許可を受けた下水の水質についての指導は、下水道河川局水質課が行う。

(その他)

第13条 許可を行うに当たって、疑義等が生じた場合は、これを検討するため、別に規定する「下水道法第10条第1項ただし書の許可等検討会設置要領」に従い検討会を開催するものとする。

附則（平成 28 年 3 月 2 日環創管保第 2009 号）

（施行期日）

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（廃止）

2 「排水設備の設置義務の免除等に関する事務取扱要領」は、廃止する。

2-2 「下水道法第 10 条第 1 項ただし書の許可等に係る法令の運用要領」は、廃止する。

（経過措置）

3 この要領の施行の際現に排水設備接続の特例を受けている者の取扱いについては、その有効期間中は、従前の例による。

附則（平成 31 年 4 月 24 日環創管保第 131 号）

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 3 月 23 日環創管保第 2329 号）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 6 年 4 月 1 日環創総第 990 号）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

<水質基準一覧表>

水質項目	水質基準の数値	
水素イオン濃度(pH)		5.8 以上 8.6 以下
大腸菌群数	最大	3000 個 / c m ³
生物化学的酸素要求量(BOD)	最大	※計画放流水質
化学的酸素要求量(COD)	最大	25m g / ℓ
浮遊物質(SS)	最大	40m g / ℓ
窒素含有量(T-N)	最大	※計画放流水質
リン含有量(T-P)	最大	

※計画放流水質

	東京湾流域	境川等流域
BOD(mg/l)	15	15
T-N(mg/l)	20	—
T-P(mg/l)	2	—

予 定 水 質 表

水 質 の 項 目	予 定 水 質
水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	
大 腸 菌 群 数	個/cm ³
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l
化学的酸素要求量 (COD)	mg/l
浮 遊 物 質 量 (SS)	mg/l
窒 素 含 有 量 (T-N)	mg/l
磷 含 有 量 (T-P)	mg/l